

新たな基準認証政策の展開について

2025年10月3日

経済産業省イノベーション・環境局

基準認証政策課

1. 「日本型標準加速化モデル」の取組と策定時からの環境変化	-----02
2. 取組①：特定分野における国主導の戦略的標準化	-----05
3. 取組②：国内認証機関の強化	-----09
4. 新たな基準認証政策の展開 日本型標準加速化モデル2025	-----22

「日本型標準加速化モデル」の策定と取組状況

- 2023年6月に日本産業標準調査会基本政策部会において取りまとめた「日本型標準加速化モデル」では、**市場創出のために経営戦略と一体的に展開する「戦略的活動」の重要性と3つの主要課題・対応施策**を提示。
- 経済産業省は、「**産業界全体の標準化活動の底上げ**」を図っていくことを目指し、これら施策の展開に持続的に取り組み、標準化活動の中核である企業・業界団体や関係機関等の主体的な活動を後押し。現在に至るまで、**官民での標準化活動に対する意識は高まっており、取組は前進**。今後もこれらを**継続・強化**していく。

3つの主要課題と解決に向けた主な施策

①標準化人材の育成・確保

【方針】

標準化人材の育成
外部人材活用の基盤づくり

【施策】

- 標準化人材のデータベースの公開（「標準化人材情報Directory」）
- アカデミアとの連携強化
- 標準化研修の強化

【取組状況】

- 標準化人材Directoryの登録数は160名超
- 標準化人材教育のパイロットプロジェクトを2大学で実施
- ルール形成戦略研修の実施（2023年度3回⇒2024年度5回）

②経営戦略における標準化の位置づけ向上

【方針】

企業行動の変容を促す取組
市場からの「見える化」

【施策】

- 最高標準化責任者（CSO）の設置奨励
- 統合報告書記載の奨励（好事例の展開）
- 市場形成力指標の改善

【取組状況】

- CSOワークショップやCSOとの意見交換の実施
- CSO設置企業の統合報告書への標準化戦略の記載（約20社（加速化モデル公表時）⇒約50社）
- 市場形成力指標の見直し結果に基づいた調査実施、市場形成力指標と連動する経営指標の検討

③研究開発段階からの標準化活動

【方針】

早期からのオープン＆クローズ戦略の策定

【施策】

- 産業競争力強化法において戦略策定計画の認定制度及び支援措置の創設（OCEANプロジェクト）
- グリーンイノベーション基金（GI基金）等の政府研究開発プロジェクトにおける標準化戦略フォローアップ

【取組状況】

- 産業競争力強化法に基づき9件を計画認定
- GI基金における標準化戦略フォローアップにおいて、2巡目以降のプロジェクト参加企業の標準化体制・戦略構築が着実に進捗（合計で約4割が改善）

「日本型標準加速化モデル」策定時からの環境変化

- ・昨今、グローバル市場における競争環境が一層激化・複雑化する中で、**米欧中は国家標準戦略等に基づき積極的に取組を展開**。特に、**重点分野を定めて標準化活動を加速化**する動きや、欧州では、規制・規格・認証の一体的推進の枠組の下、**認証の対象が最終製品からサプライチェーン全体に拡大**される動きが出てきている。

米国



- ・2023年策定の「重要・新興技術（CET）に関する国家標準戦略」の実行に向けたロードマップを2024年に発表。
- ・アメリカ国立標準技術研究所（NIST）は、CETの国際標準化の取組を支援する「標準化センターオブエクセレンス」の設立に向けた支援を2024年に発表。

欧州



- ・毎年標準化の年次作業計画を公表。2025年は、バイオマテリアルやEV用電池の原材料、量子技術開発等の6つの優先事項を特定。
- ・EU電池規則ではカーボンフットプリントの表示義務等を課し、認証の対象が最終製品からサプライチェーン全体に拡大。

中国



- ・毎年標準化政策の方針を公表。2025年は、優位産業（太陽光発電、リチウム電池等）、新興産業（ブロックチェーン、北斗ナビゲーション等）、未来産業（量子情報、バイオ製造等）の標準策定を強化する方針。

- ・我が国においても、日本型標準加速化モデルによる「産業界全体の標準化活動の底上げ」の取組のみでは、産業政策上重要な分野において国際的な議論をリードできず、**我が国に不利なルール形成が進められ得るという危機感が高まっている**。

GXやDX等不確実性の高い分野において、協調領域の議論については他者に委ねて、自身は「待ち」の姿勢で動向の帰趨を見極める傾向

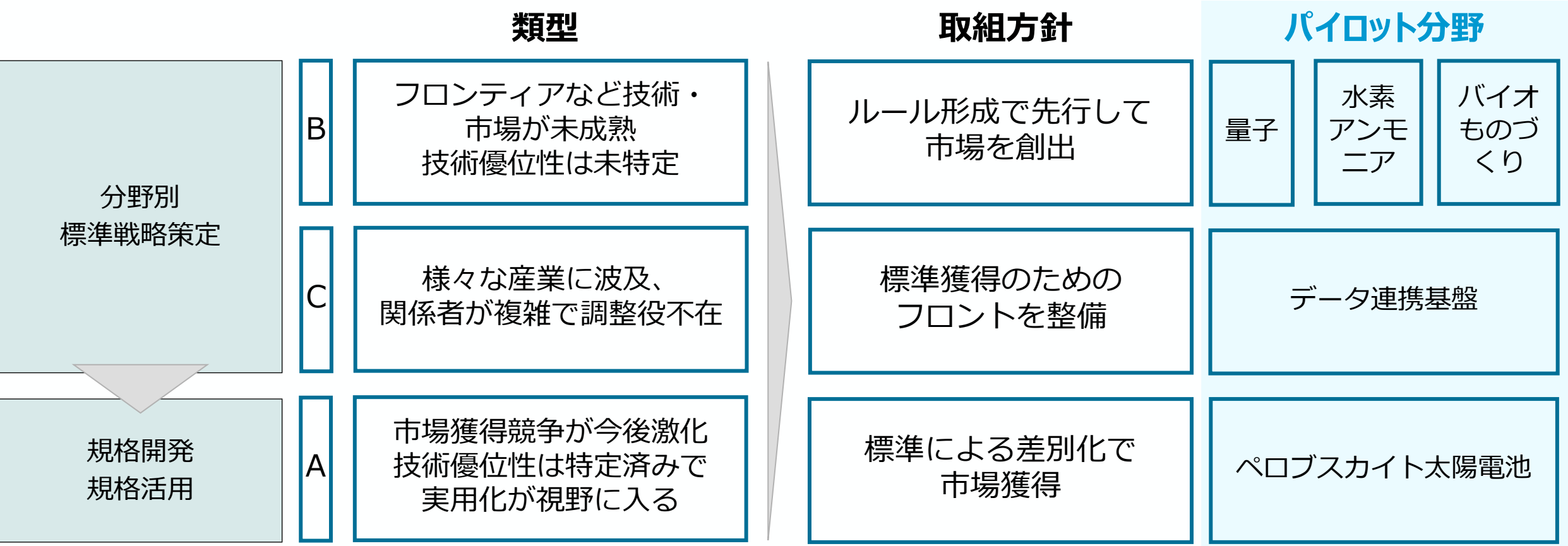
認証機関が取り扱う情報の機微性が高まり、国外規制対応において、国外認証機関に依存した場合、我が国企業の機微データの国外流出の恐れ

我が国の標準化・認証の取組を更に加速化するためには、これまでの取組に加えて、
①特定分野における国主導の戦略的標準化 と **②国内認証機関の強化** を新たに推進することが必要。

1. 「日本型標準加速化モデル」の取組と策定時からの環境変化	-----02
2. 取組①：特定分野における国主導の戦略的標準化	-----05
3. 取組②：国内認証機関の強化	-----09
4. 新たな基準認証政策の展開 日本型標準加速化モデル2025	-----22

特定分野における国主導の戦略的標準化の必要性

- 産業構造の転換につながる不確実性の高い分野について、産業政策と真に連動した分野全体の標準化活動を国が牽引する形で展開する。
- 技術・市場の成熟度や産業横断での連携性を基礎として、3つの類型化を行い、パイロット5分野を設定して、分野全体の標準化戦略の策定から、規格開発・活用に向けた取組を開始する。



(参考) パイロット 5 分野における取組方針

パイロット分野

取組方針

ペロブスカイト 太陽電池	- これまでの個社の取組促進に加え、関係機関・企業等がメンバーの国際標準化等検討委員会（産総研・JEMA事務局）において、日本勢としての標準化戦略の検討を進めている。 2030年までに実現を目指すGW級の生産体制の構築時には、国内展開とともに、海外展開が可能となるよう、次世代型太陽電池の性能評価、信頼性評価等に関する国際標準の策定を目指す。
量子	量子技術による社会変革像や技術ロードマップを踏まえた戦略的な標準化方針の策定が必要。関係機関・企業等がメンバーの量子技術標準化検討会を新たに立ち上げ、方針の検討を進めている。 - これをもとに、今後のIEC/ISO JTC3等での国際標準化活動を推進。産官学一体となった戦略的な国際標準化対応を進めていく。
水素 アンモニア	日本の水素ビジネスを支える国内外における標準化・知財の取組を推進する。特に、サプライチェーン全体の中で、重要かつ我が国が強みを有する技術（アンモニア発電等）について、技術流出に留意しながら優先的かつ集中的に取組を進めていく方針。
バイオ ものづくり	原料やプロセスのバイオ転換に取り組む企業を後押しするため、環境価値の定量評価等を通じてバイオものづくりの需要喚起や我が国企業によるグローバル市場獲得を促進すべく、国際標準化や国際ルール形成を戦略的に推進していく方針。
データ 連携基盤	分野横断的かつ同時多発的に進行する標準化の動きに対して、関係するデジユール・フォーラム標準の規格開発動向の整理を進め、コアとなる国内関係者の特定を進めている。 経団連で検討の進む「デジタルエコシステム官民協議会」（仮称）との連携を視野に、国内関係者の意識合わせ、さらには戦略的な国際標準化対応について検討していく。

特定分野における国主導の戦略的標準化の取組方針

- 各パイロット分野の取組状況を基に、分野全体の標準化戦略の策定と規格開発・活用の各フェーズにおける取組方針を下記のとおりまとめる。
- 加えて、**取組全体を体系的に整理して一貫通貫で展開**すべく、**取組の「型」化を進め**、経済産業省とともに取組を主導し**知見・ノウハウの一元的な集約先となる「伴走組織」を置く**。
- 今後は、世界動向、イノベーション、産業政策等を踏まえながら、本取組をパイロット分野のみならず、戦略的標準化を進めるべき**他の分野にも積極的に応用・展開**していく。

フェーズ等	必要な取組
全体共通	● 取組全体を体系的に整理し全体最適化を図る「型」の構築 ・標準化活動で役割を果たしてきた独法や標準化機関、アカデミアの力・専門性の結集 ● 分野別標準化戦略策定から規格開発・活用までを一貫通貫で進める体制の構築 —「伴走組織」の設置— ・経済産業省：旗振り役 ・伴走組織：知見・ノウハウの一元的な集約先、「型」を実行できる専門人材の確保・育成、組織知化
【Ⅰ】 分野別標準 戦略策定	① 産業政策と技術開発動向を踏まえた分野全体の標準化戦略（ロードマップ・アクションプラン）策定 ② 戦略の合意形成に必要なキーパーソンの特定と場づくり
【Ⅱ】 規格開発 規格活用	① トップランナー企業群の国際規格提案の加速に向けた経済産業省の旗振り ② 各国政府や標準化機関との連携強化、十分な交渉参画体制の整備、国際会議の日本誘致 ③ 開発した規格が使われる仕組みの構築（認証を見据えた規格開発、認証のための試験設備の整備、公共調達要件等への規格の組み込み、迅速かつ的確なJIS作成・見直し）

1. 「日本型標準加速化モデル」の取組と策定時からの環境変化	-----02
2. 取組①：特定分野における国主導の戦略的標準化	-----05
3. 取組②：国内認証機関の強化	-----09
4. 新たな基準認証政策の展開 日本型標準加速化モデル2025	-----22

論点② 国内認証機関の果たすべき役割

2024/12/10 基本政策部会資料3より抜粋

- 認証対象が最終製品からサプライチェーン全体に拡大しており、**認証機関が取り扱う情報の機微性も格段に高まってきている**。
- こうした中、例えば、欧州市場では、認証機関を欧州に立地する機関に限定した第三者認証を必要とする諸規則（バッテリー規則、エコデザイン規則等）が導入されている。
- 従来通り国外認証機関に依存することは**企業の機微データ（サプライチェーン・設計情報等）の国外流出の懸念**あり。
- 認証機関が扱う情報の機微性が高まる中、各国の規制対応に向け、**国内認証機関の果たすべき役割などについて議論する必要がある**のではないか。

⇒これらの論点について、「認証産業活用の在り方検討会」において議論することとしたい。

「認証産業活用の在り方検討会 中間整理」で提起された論点

- 企業や分野によっては、情報流出への懸念から、情報が国内に留め置かれる日本の認証機関を選好する場合もあるといった意見
- 欧米の認証機関による寡占状態にある認証分野も存在し、（中略）当該分野の産業競争力そのものをも左右することにもつながり得る

（出所）第4回認証産業活用の在り方検討会 中間整理

認証産業活用の在り方検討会の継続開催

- 「中間整理」 をとりまとめた第4回検討会に引き続き、企業と認証産業との間のミスマッチの解消、共通課題への認識や対応の共有化を目的に今年度も「認証産業活用の在り方検討会」を継続開催。
- 令和6年度は「中間整理」のフォローアップを目的に、各主体に対して提示された論点への取組状況やパイロットプロジェクトの進捗、認証産業における日本の機関の位置付けを中心とした議論を3回に分けて実施。

内容	令和5年度	検討会を4回実施し、第4回では「中間整理」をとりまとめ		
	令和6年度	検討会を3回開催し、「中間整理」のフォローアップをとりまとめ		
スケジュール		日時	概要	主な内容
	第5回	令和6年12月9日	事務局説明 認証・認定・支援機関の取組報告	- 提示された論点への取組状況 - パイロットプロジェクトの進捗
	第6回	令和7年1月23日	事務局説明 産業界の取組報告	- 提示された論点への取組状況 - 認証産業における日本の機関の位置付け
	第7回	令和7年2月26日	事務局説明 「中間整理」フォローアップ	- 各主体から今後の取組表明 - 今後検討すべき事項に関する討議

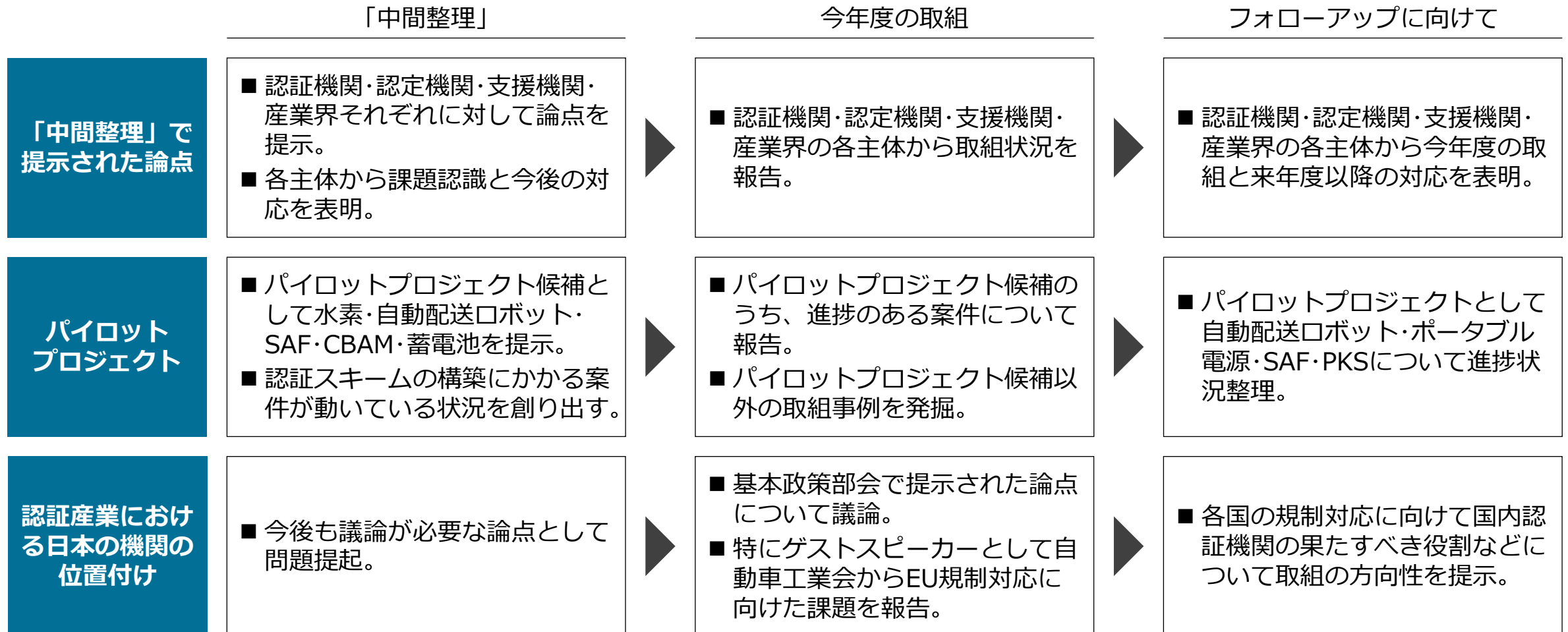
(参考) 認証産業活用の在り方検討会の設置趣旨

- ・ 現在、認証産業の重要性が高まっているが、認証機関と企業の間供需のミスマッチが存在する等、認証産業の更なる活用を進める上では課題が多く存在。
 - ・ さらに、品質・価格以外の「新たな価値軸」における市場の獲得競争にどのように対応していくかは、企業、認証機関にとって共通の課題であり、こうした共通課題の解決に向けた方向性も議論する必要性。
 - ・ 認証機関・認定機関・支援機関と産業界が対話することを通じ、認証活用に当たっての課題の洗い出しを行い、解決策を議論することを目的に本検討会を設置。
- 2023年12月～2024年4月にかけて4回開催し第4回では「中間整理（案）」を審議。
- 産業界、認証機関、認定機関、支援機関、有識者が委員として参加し、現状の認証産業の課題や、各主体が行うべき取組について議論。
- 各主体からそれぞれの課題認識や今後の取組についてプレゼンテーションを行い、第4回においては今後の取組方針についてそれぞれが表明した。



「中間整理」のフォローアップ

- 「中間整理」のフォローアップとして、「中間整理」で提示された論点・パイロットプロジェクトの進捗・認証産業における日本の機関の位置付け、についてとりまとめ。

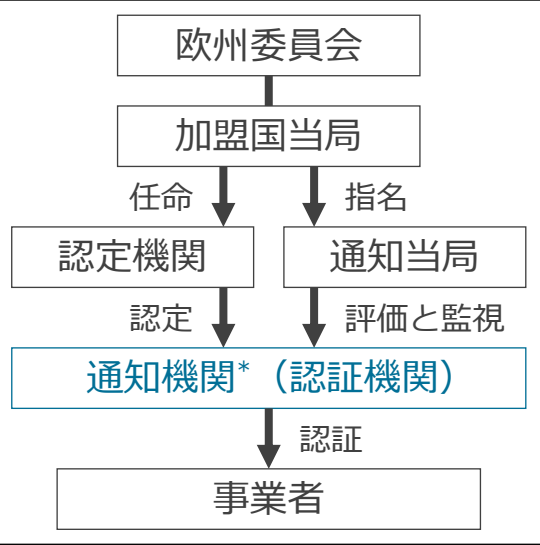
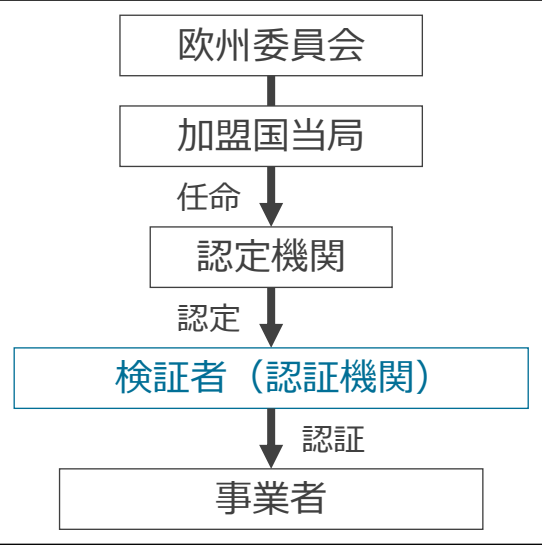
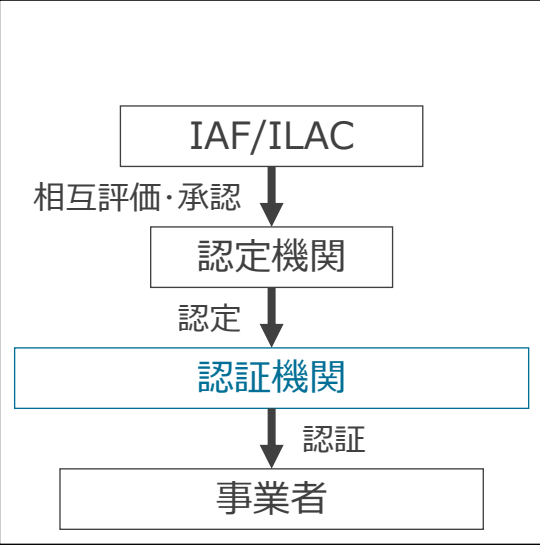
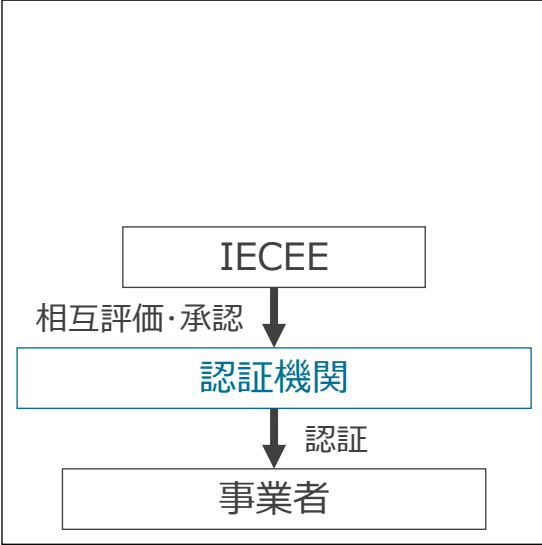


論点とする認証スキーム

- 各国規制や各デジュール標準における認証スキームはそれぞれ異なるが、本検討会で論点とする認証スキームは相手国・地域に認証機関の所在が必要な場合。例としてEU整合法令が挙げられる。

各国規制 – 例：EU規制

デジュール標準 – 例：ISO/IEC

	各国規制 – 例：EU規制		デジュール標準 – 例：ISO/IEC	
	EU整合法令 論点	EU MRV/CBAM 参考	ISO 参考	IEC 参考
認証スキーム				
特徴	EU加盟国内の通知当局によって通知される通知機関（認証機関）は、 EU加盟国内法に基づく法人格でなければならない 。EU電池規則含む30超の規制に適用。	EU加盟国内の認定機関によって認定される検証者（認証機関）は EU加盟国内法に基づく法人格でなくてもよい 。EU MRVやEU CBAMに適用。	IAFやILACにおける相互承認協定を通じて、認定機関間相互承認を活用するのが一般的。 認証機関の所在地は問わない 。	IECEEにおける相互承認協定を通じて、認証機関間相互承認を活用するのが一般的。 認証機関の所在地は問わない 。

* 通知機関（notified body）とは、EU整合法令（EU harmonisation legislation）において通知当局（notifying authority）により通知されている適合性評価機関（conformity assessment body）を意味する（Regulation(EC) 768/2008）。

各国規制対応に向けた産業界からの懸念と要望

- ・ 経団連・自工会ともに認証機関に機微情報が蓄積されることのリスクを懸念。
- ・ 自工会からは特にEU規制対応において日系機関がその評価者を担うことで対応策とできないか提案された。

	分野	懸念点	要望
経団連	一般	■ 認証対象がサプライチェーン全体に拡大し、ステークホルダーが多様化する中では取引先の機微情報を含め情報流出リスクが高まる。 ■ 情報流出の実例は把握されていないが、契約違反や不正アクセスその他の要因による、特に経済安全保障上の懸念国への情報流出リスクに対する懸念は払拭できない。	■ 流出事例の把握 ■ 認証プロセス全体を見渡した情報流出リスクの評価
自工会	EU 規制	■ EU電池規則において評価時に機微情報（サプライチェーンの情報、電池の設計情報等）を確認され、評価者にその機微情報が蓄積される。 ■ 特にその評価者が外資系機関であると情報漏洩の懸念が大きい。 ■ ガバメントアクセスは許容範囲であるものの、目的外利用（例:輸出入規制）につながることも懸念。	■ EU電池規則上の通知機関*が外資系機関でかつ評価者になる場合はその外資系機関に機微情報が蓄積されるため望ましくない。 ■ 一方でEU電池規則上の通知機関が外資系機関であっても評価者が日系機関である場合や、日系機関が通知機関かつ評価者になる場合が機微情報管理の観点から望ましい。

* 通知機関（notified body）とは、EU整合法令（EU harmonisation legislation）において通知当局（notifying authority）により通知されている適合性評価機関（conformity assessment body）を意味する（Regulation(EC) 768/2008）。 14

各国規制対応に向けて評価者に必要な能力とその確保策

- 各国規制対応の例としてEU電池規則対応を考えると、その評価者に必要な能力は多岐にわたっており、それらを満たす人的リソースの確保が最重要課題。

各国規制－例：EU電池規則（適合性評価の必要な要件）

箇条	内容	要員の要件	第三者保証
第6条	物質制限	化学物質	△*
第7条	CFP	LCA	○
第8条	リサイクル材	化学物質/リサイクル	○
第9条	性能/耐久性	電気化学的性能/安全性	△*
第10条	性能/耐久性	電気化学的性能/安全性	△*
第12条	安全性	安全性	△*
第13条	ラベル	QRコード/固有識別子	△*
第14条	健全性/期待寿命	電気化学的性能/ソフトウェア	△*
第48～52条	人権・環境DD	サプライチェーン人権・環境DD	○
附属書8	一般	技術的知識/評価経験	－
附属書8	一般	品質マネジメントシステム	－

評価者に必要な能力

■ 左記**全てに関する能力**。

- 各カテゴリーにおける電池に関する技術的知識に加え、第三者保証が必須のCFP・DD・リサイクルについては手厚く必要。
- 第三者保証が求められている適合性評価は認証のみである。
- 試験は大型設備が不要で、自己適合宣言でも可能。

評価者に必要な能力の確保策

■ 試験ではなく認証が主要部分を占めているため、**人的リソースの確保が最重要**。

- 要件は多岐にわたっており、日系機関が評価者として必要な能力を確保するためには自動車業界はじめ産業界や日系機関間の協力が不可欠。

* 自己適合宣言でも可。

(参考) EU電池規則で適合性評価機関に求められる要件抜粋

分類	条項	内容
一般	第25条 6項	適合性評価機関は、附属書8で割り当てられた適合性評価業務、第48条2項に従った定期監査および第51条に従った第三者検証のうち、通知に関連する すべての業務を、適合性評価機関自身又はその代理として、その責任の下で実施することができるものでなければならない。
要員	第25条 6項(a)	適合性評価機関は、常に、附属書8に規定する各適合性評価手順、第48条2項に基づく定期監査、第51条に基づく第三者検証、通知を受けた電池の各カテゴリについて、必要なものを自由に使えるようにしておかなければならない。 (a) 適合性評価業務を実施するための技術的知識と十分かつ適切な経験を有する要員
	第25条 7項	適合性評価業務の実施に責任を負う要員は、以下を備えていなければならない。 (a) 適合性評価機関に通知されたすべての適合性評価活動をカバーする健全な技術訓練と職業訓練 (b) 実施する評価の要件に関する十分な知識と、それらの評価を実施するための適切な権限 (c) 第6-10,12,13,14,48-52条に規定されている要件と義務、第15条に言及されている適用可能な整合規格、第16条に言及されている共通仕様、EU整合法令と国内法の関連規定に関する適切な知識と理解 (d) 適合性評価が実施されたことを示す証明書、記録、報告書を作成する能力
設備	附属書8 Part B 5.3項	監査チームは、 品質マネジメントシステムの経験に加え、関連する製品分野および製品技術の評価経験を持ち、第6-10,12,13,14条に規定された適用要件に関する知識を持つメンバーが少なくとも1名いなければならない。
	第25条 6項	適合性評価機関は、その適合性評価活動に関連する技術的および管理的業務を適切な方法で実施するために必要な手段を有し、全ての必要な情報、試験装置または施設を利用できなければならない。これは、下請業者又は子会社に委任することなく、内部手順、一般方針、行動規範又はその他の内部規則の確立と監督、特定の業務への要員の配置、適合性評価の決定を含まなければならない。

各国規制対応に向けて国内認証機関の果たすべき役割

- EU電池規則では規制適用が順次開始されるなか、**短期的には日系機関が外資系機関との連携**に加えて産業界や他の日系機関と協力して評価者として対応ができないか。
- さらに**中長期的には評価者のみならず通知機関としての役割も担う**ことを検討。

各国規制－例：EU電池規則

時間軸	通知機関*	評価者	国内認証機関の果たすべき役割（案）
現状	外資系機関	外資系機関	－
短期	外資系機関	日系機関	- 例えば、JQAはTÜV NORDとの戦略的パートナーシップ協定を有しているので、それを活用・強化し、TÜV NORDを通知機関、JQAが評価者として対応すること等ができないか。 - その場合に評価者として必要な能力を確保するため、自動車業界をはじめとした産業界や他の日系機関が協力できないか。
中長期	日系機関	日系機関	- さらには他の外資系機関の買収も含め、単一の日系機関もしくは複数の日系機関が協力して評価者のみならず通知機関としての役割を担うことも選択肢。 - また政府としてもEUが通知機関を加盟国内の法人に限定している状況や、国内における産業政策の方向性、および業界との議論等を踏まえ、支援策や施策を検討。

* 通知機関（notified body）とは、EU整合法令（EU harmonization legislation）において通知当局（notifying authority）により通知されている適合性評価機関（conformity assessment body）を意味する（Regulation(EC) 768/2008）。

新たな動きへの対応（GX-ETSフェーズ2）

- GX推進法の一部改正案が2025年2月25日に閣議決定され、成立すれば、現行の自主的な排出量取引（GX-ETSフェーズ1）から、2026年度には排出量取引制度が本格稼働（フェーズ2）。
- 同制度では、排出枠の割当及び償却の基礎となる排出量について第三者による確認を義務付けており、**国内認証機関にとって自力を高める最大の機会**となり得るが、人材不足等による**機会損失の懸念**。
- こうした状況に対処すべく、**認証業務に従事する人材の早期育成**や**認証業務の抜本的効率化**などを通じて、国内認証機関の自力強化が早急に求められる。

2026年度より開始する排出量取引制度の全体像

①制度対象者

- CO2の直接排出量が前年度までの3カ年平均で10万トン以上の法人（単体）が対象。
- 義務対象者である親会社等が、密接な関係にある子会社（義務対象者のみ）も含めて一体での手続履行を可能とするための認定制度を創設。

②移行計画（仮称）の策定

- 対象企業は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた排出削減目標や、その他関連事項を含む計画を策定・提出。
→ **例えば、2030年度の直接・間接排出削減目標等の中長期的な排出量の見通しを国が集計・公表。**

③排出枠の償却義務

- ①排出枠の割当の申請
 - 政府指針に基づいて算出した排出枠の量を企業が割当申請（**全量無償割当**）。
- ②排出量の算定・報告
 - 企業は、自らの排出量について、第三者機関による検証を受けたうえで、毎年度国に報告。
- ③排出枠の償却
 - 検証を受けた毎年度の排出実績と同量の排出枠の償却を義務づけ。
- ④不履行時の扱い
 - 償却義務の未履行分×上限価格の1.X倍の支払いを求める。

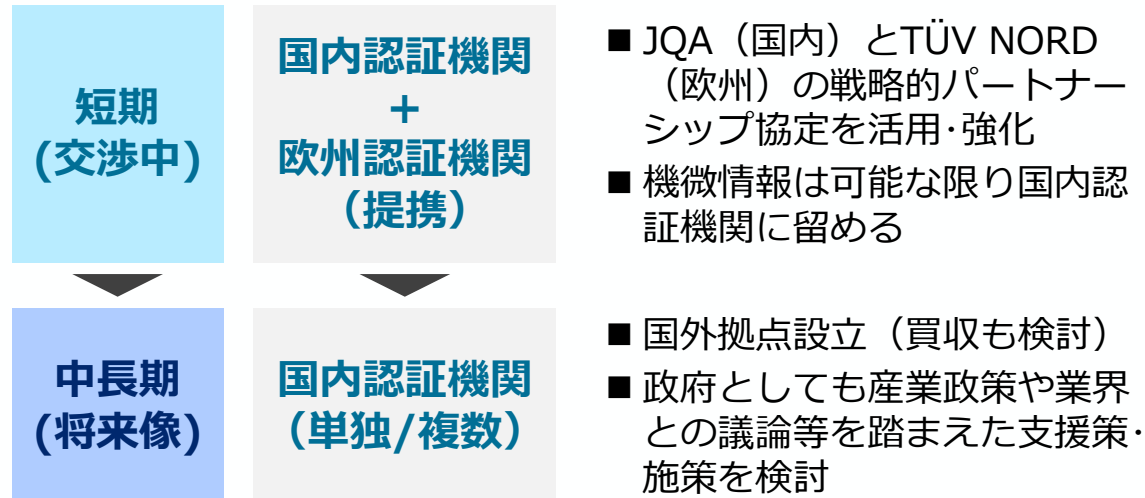
国内認証機関の強化の必要性和取組方針

- ・ 認証対象が最終製品のみならず、サプライチェーン全体へと拡大している現状を踏まえ、**国内認証基盤強化と産業競争力強化を一体的に実現する体制を構築**する。
- ・ 国外規制への対応と国内規制への対応について課題と取組方針を下記の通りまとめる。

国外規制への対応（例：EU電池規則）

- ・ 蓄電池のカーボンフットプリントを認証する**欧州認証機関にサプライチェーン情報等の機微情報が蓄積**。
- ・ 産業界から機微情報が可能な限り国内に留まる仕組みの構築が求められている。

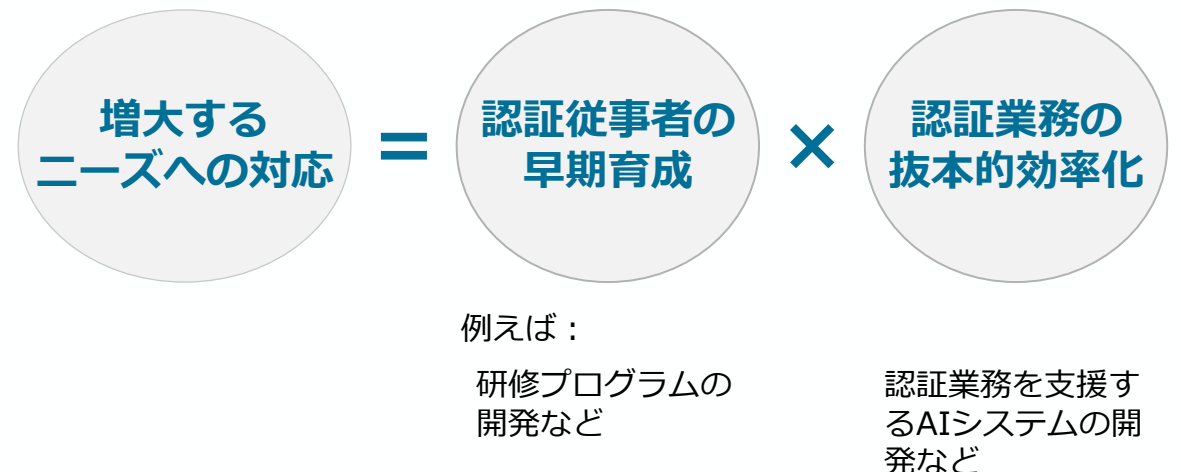
【対応案】



国内規制への対応（例：排出量取引制度（GX-ETS））

- ・ 2026年度から開始予定のGX-ETSでは、**排出枠の割当や排出実績の確定に際して第三者による認証及び検証を義務づけ**。
- ・ **国内認証機関にとって自力をつける絶好の機会**だが、人材不足などにより機会損失のおそれ。

【対応案】



**仕組みを構築しても国内企業から利用されなければ意味をなさない。
積極的に国内認証機関を活用する等、産業界にも共に国内認証機関を育てていくという意識を求めていく。**

可能なコンサルティング活動範囲の明確化

- NITEが事務局を担う日本認定機関協議会（JAC）を中心に議論が進められており、認定機関と認証機関の対話を通じて具体的な課題が整理され、2025年5月14日のメンバー会議にてコンサルティング範囲を確定。
- 今後、共通言語化された内容をJACによるセミナーやワークショップ等を通じて広く展開していく。

コンサルティング範囲の明確化	禁止されている範囲	活動可能な範囲（積極的に行うべき範囲）
	■ マネジメントシステムの確立、実施、維持への関与 ■ 適合性評価の対象である、製品、プロセス、サービス等への、設計、製造、据え付け、流通又は保守、実施、提供又は維持 ■ 依頼者個別の解決策の提供 ■ 妥当性確認・検証の対象となる主張（Claim）の確立への関与（participation） ■ 環境情報の表明の準備を支援する、対象特有の専門知識の提供（GHGを含む環境情報）	■ 教育・訓練の手配、講師としての参加 ※ただし、マネジメントシステム又は審査に関係する場合、その内容が一般的な情報に限られ、依頼者個別の解決策を提供しない場合 ■ 認証基準、認定基準の意味及び意図の説明 ■ 審査中に明らかになった改善の機会の明示 ※固有の解決策の提示は、これには含まない ■ 関係する理論、方法論、技術又はツールの説明 ■ 機密情報ではない、関連するベストプラクティスの情報共有 ■ 認証者（機関）等と依頼者（企業等）の情報交換 ※例えば、所見の説明、要求事項の明確化 ■ 認証等スキームオーナー（規制当局、民間スキーム）への助言、知見の提供等

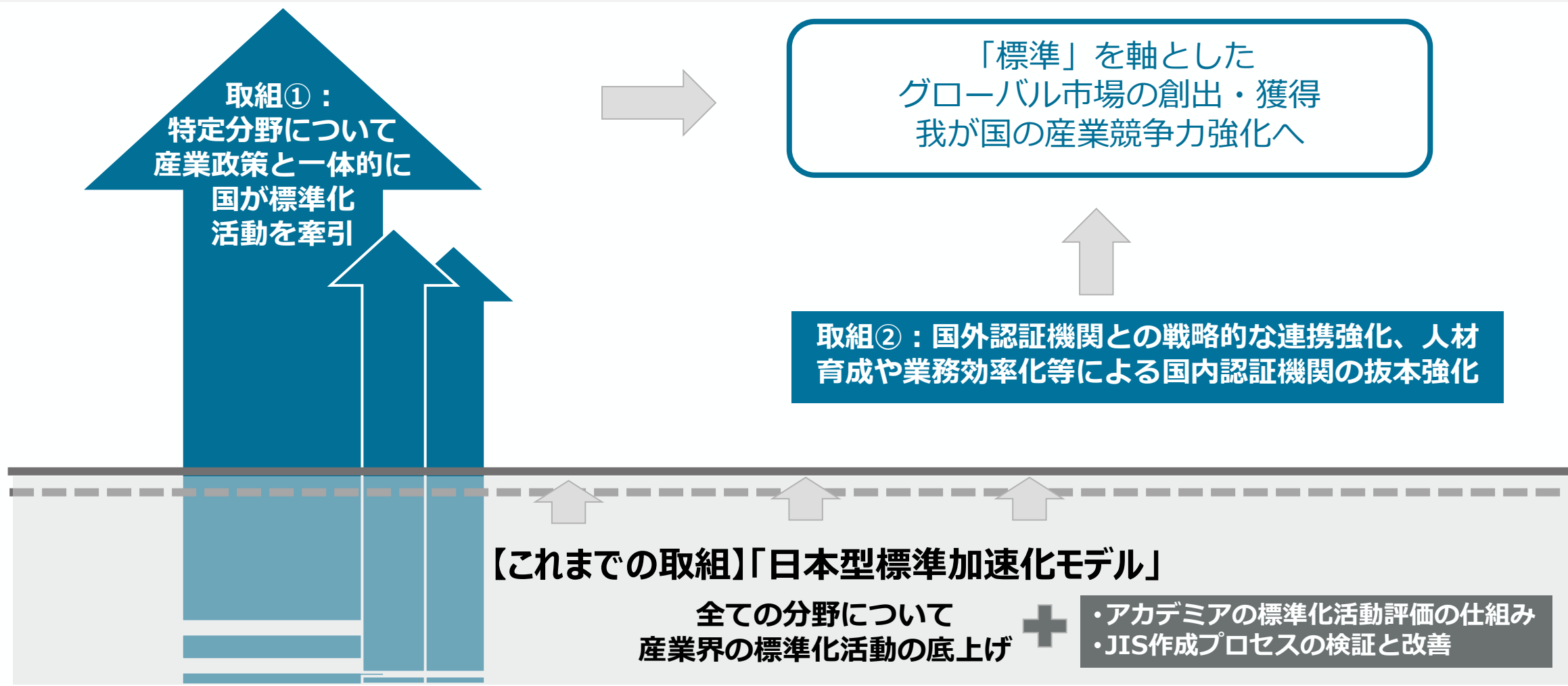
- 今後の方針
- 国内標準化機関と協力し、適合性評価機関に向けて**継続的にISO CASCOR関連規格のセミナー等を提供**し、規格の理解を促進
 - 認定・認証機関等に対し、**適合性評価サービス依頼者向けの教育訓練やセミナー等の継続的な機会創出を働きかけ**
 - 企業関連団体に対し、ベストプラクティスの共有等の情報共有の機会を創出しつつ、企業間の情報交換の有用性を説明
 - 認証機関や企業間のコミュニケーション不足を解消するため、**規格開発段階での意見交換や情報共有のためのコミュニティを構築**

1. 「日本型標準加速化モデル」の取組と策定時からの環境変化	-----02
2. 取組①：特定分野における国主導の戦略的標準化	-----05
3. 取組②：国内認証機関の強化	-----09
4. 新たな基準認証政策の展開 日本型標準加速化モデル2025	-----22

新たな基準認証政策の展開 日本型標準加速化モデル2025

- 「日本型標準加速化モデル」に基づく従来の取組に、①**特定分野における国主導の戦略的標準化**と②**国内認証機関の強化**の取組等を加えて、**新たな基準認証政策を展開**する。施策効果については定期的にフォローアップを行うこととし、施策の深化を不断に行い、展開していく。

※政府全体の国家戦略（新たな国際標準戦略（国際社会の課題解決に向けた我が国の標準戦略）（令和7年6月3日知的財産戦略本部決定））も踏まえつつ、施策効果については定期的にフォローアップを行うこととし、施策の深化を不断に行い、展開していく。



(参考) 新たな国際標準戦略の重要領域・戦略領域との関係

- **新たな国際標準戦略（2025年6月3日知的財産戦略本部決定）においては、特に我が国にとって重要となる国際標準活動の領域（重要領域）を選定。**
- 重要領域の中でも、現在国内外の国際標準活動が動いており、**対応の緊急性**が認められ、**追加支援、あるいは現在と同等の支援の継続が必要**な領域を「**戦略領域**」として選定。
- **パイロット5分野を含む以下の領域が、戦略領域として選定**されている。
 - ー環境・エネルギー
 - ー量子
 - ーバイオエコノミー
 - ーデジタル・AI



出典：知的財産戦略本部「「新たな国際標準戦略」のポイント」（2025年6月3日）を経済産業省にて一部加工